

## 男女共同参画推進に関する意見の申出に関する要綱

### (趣旨)

第1条 宇都宮市男女共同参画推進条例(平成15年市条例第29号。以下「条例」と言う。)及び宇都宮市男女共同参画男女共同参画推進条例施行規則(平成15年市規則第47号。以下「規則」という。)に定める意見の申出に関する手続きについては、別に定めのある場合を除き、この要綱の定めるところにより行うものとする。

### (定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、条例及び規則で使用する用語の例による。

### (意見申出書)

第3条 規則第3条に規定する申出は、意見申出書(別記様式1)によるものとする。

### (対応)

第4条 前条の申出を受けたときは、「男女共同参画の推進に関する施策」又は「男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策」について市の関係課・所管課より、対応案の提出を受けるものとし、男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)において、その内容の重要性、緊急性を考慮し、男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)への諮問について判断する。

2 前条の申出を受けることができるものは、次に掲げる事項に該当するものを除くものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項及び裁判所において係争中の事案に関する事項
- (2) 行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 監査委員に住民監査請求を行っている事案に関する事項
- (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- (5) 専ら私人間の紛争の解決を目的としている事項
- (6) 宇都宮市男女共同参画審議会の行為に関する事項(審議会が既に判断した事項)
- (7) 他の法令に基づき処理すべき事項
- (8) その他、市長が適当でないと認める事項

### (審議会への諮問及び答申)

第5条 条例13条第2項の規定により必要に応じて審議会へ市の対応案を諮問し、審議会の意見を聴くものとする。

### (対応の通知)

第6条 委員会は、各課からの対応案について、審議会からの意見のあるもの場合はその意見を尊重しつつ関係課等と再調整し、対応を決定し、申出人に対してその内容を申出対応通知書(別記様式2)により通知するものとする。

### (報告)

第7条 市長は、毎年1回、意見申出の対応処理の内容について、審議会に報告するものとする。

### 附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

この要綱は、平成17年10月3日から施行する。

## 意見申出書

平成 年 月 日

(あて先) 宇 都 宮 市 長

(申出人) 郵便番号 -

住 所 法人その他の団体にあつては事務所又は  
事業所の所在地氏 名 法人その他の団体にあつてはその名称及び  
代表者の氏名

電話番号 ( ) -

宇都宮市男女共同参画推進条例第 13 条第 1 項により、次のとおり申出をします。

申 出 の 理 由	市に意見と宇都宮市を申し出る理由を簡潔に記入してください。 ・市の事業や取り組みについて、改善してもらいたいことや提言など。
申 出 の 概 要	内容を具体的に記入してください。 ・いつ、どこで、どんなことがあったので、なぜ、男女共同参画の推進に影響を及ぼすのかを記入してください。
関係する市の部署 等 の 名 称	
他の機関への相談 等の状況	<p>している                      していない    該当    にレ点を記入してください。</p> <p>相談等をしている場合は、具体的に記入してください。 ・法務局、人権擁護委員、雇用均等室、警察署、県などに相談の場合は、その時期、内容などを記入してください。 ・訴訟、不服審査請求、陳情などを行った又は行っている場合も、同様に記入してください。</p>
配慮を望む事項等	市から連絡をする際に都合の良い時間帯や連絡方法の指定などで、特に配慮が必要な事項がある場合は記入してください。

## 意見申出書

平成 年 月 日

(あて先) 宇 都 宮 市 長

(申出人) 郵便番号 -

住 所

氏 名

電話番号 ( ) -

宇都宮市男女共同参画推進条例第13条第1項により、次のとおり申出をします。

申 出 の 理 由	
申 出 の 概 要	
関係する市の部署等の名称	
他の機関への相談等の状況	している                      していない    該当    にレ点を記入してください。
配慮を望む事項等	

### 申出対応通知書

平成 年 月 日

(申出人)

住 所 法人その他の団体にあつては事務所又は

事業所の所在地

氏 名 法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名

電話番号 ( ) -

宇 都 宮 市 長 印

平成 年 月 日付けで申出のあつた事案（No ）について、下記のように対応したので  
通知します。

申出事案

対応内容

審議会からの意見